

平成 29 年 12 月 19 日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。（12 時 59 分開会）

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読をさせます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 8 号議案、第 9 号議案、第 14 号議案、第 16 号議案、第 17 号議案、第 24 号議案から第 26 号議案以上 10 件については、全会一致をもって、第 10 号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第 1－1 号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第 2－1 号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第 1 号「平成 29 年度高知県一般会計補正予算」のうち「一般管理費」について、執行部から、台風による被害やスポーツの振興等、さまざまな業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生し、増額補正をするものである、との説明がありました。

委員から、今年度は、極めて繁忙な所属で定数を増やす対応を行い、時間外勤務の解消につなげようとしているが、どのような基準で判断をしているか、との質疑がありました。

執行部からは、明確な基準はなく個別に判断をしている。今年度は、過労死の労災認定基準に該当する時間外勤務を行った職員のいる所属について、その事情や状況の聞き取りを行った結果、一時的な繁忙にとどまらず、年度を通じて同様な状況が続くことが見込まれたため、職員をふやす判断を行った、との答弁がありました。

次に、第 17 号「高知市及び高知県におけるれんけいこうち広域都市圏の取組の推進に係る連携協約に関する議案」について、執行部から、高知市を中心とし、県内全市町村を圏域とする「れんけいこうち広域都市圏」の取り組みを推進し、県勢浮揚につなげていくた

め、連携協約を締結するものである、との説明がありました。

委員から、市町村においては、この取り組みについて、特別交付税の措置を受けるためではなく、本当に必要な事業として行おうという議論となっているか、との質疑がありました。

執行部からは、各市町村議会において、今まさに議論中であり、後日、議論の内容を共有することとしている。国の特別交付税や県の支援に関わらず、連携事業に関連する取り組みを行い、相乗効果が増すものについて財政支援を行うものであり、財政支援を受けるために事業を行おうとするものではないと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、この取り組みについて、県議会はどのようにかかわっていけるのか、との質疑がありました。

執行部からは、県からの補助については、予算議案として議会の承認を受ける必要があるし、高知市が行う事業の進捗状況などについても、定期的に議会に報告させていただく、との答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち「高知城保存管理費」について、執行部から、台風により被災した高知城の石垣の修復工事に必要となる測量等を実施するものである、との説明がありました。

委員から、今回は台風による被災であるが、昨年、熊本地震により熊本城が被災しており、地震に対してはどのような対応を行っているか、との質疑がありました。

執行部からは、昨年の熊本地震を受け、全体的な耐震対策を検討しており、来年度から、測量等を行っていきたいと考えている、との答弁がありました。

次に、第14号「高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、塩見記念青少年プラザの改築に伴い、施設の使用料を定めようとするものである、との説明がありました。

委員から、改築前の施設では、高校生等が勉強に励んでいたが、改築後の施設にもそういったスペースを設けているのか、との質疑がありました。

執行部からは、4階にある個人用の学習室について、14席から26席にふやしており、勉強を目的とする学生にも充実して対応した、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

「高知県公文書館（仮称）の概要（基本設計）について」、執行部から、公文書館の配置計画、改修工事計画、概算工事費等に関する説明がありました。

委員から、いろいろな団体が入居することとなり、たくさんの方が施設に来られると思うが、セキュリティ対策についてはどのように考えているか、との質問がありました。

執行部からは、施設全体で機械警備を行うとともに、各団体のスペースごとに施錠できるような設計としている。入居する各団体にもセキュリティ面は徹底していく、との答弁がありました。

次に、「大川村議会維持対策検討会議の中間取りまとめについて」、執行部から、大川村と高知県は、若者が定着できる大川村をつくること、村議会を維持することに全力で取り組む。

そのため、大川村プロジェクトの加速化により若者の定着を進め、人口減少を克服していくとともに、村議会議員に立候補しやすい環境をつくる、との説明がありました。

委員から、検討会議の中間取りまとめの中に、女性の参画という視点は反映されているか、との質問がありました。

執行部からは、アンケートの中では、女性で議員になってくれる方はいないだろうか、という声もあったが、若者の参画を求める意見が圧倒的に多く、女性を含む若者との意見交換を行ったところであり、女性の参画に限定した視点は議論の経過にもなく、反映されていない、との答弁がありました。

さらに委員から、女性議員の進出も踏まえて議論をしていくことで、先駆的な議論になっていくのではないかと、との意見がありました。

次に、「建物共済事業に係る時効経過事案について」、執行部から、平成 26 年度に台風等により被災した県有建物等 3 件について、公益財団法人都道府県会館の建物共済にかかる災害共済金を請求することなく、3 年の時効期間を経過したため、災害共済金 458,300 円について受領できなくなった、との報告がありました。

委員から、発生原因に引き継ぎの不備があったことを踏まえて、再発防止策として担当者間の引き継ぎは原則として文書により行うことを挙げているが、例えば未処理の支払いや請求について漏れがないよう、統一的な引き継ぎの様式を検討してはどうか、との質問がありました。

執行部からは、様式を定めることで事務が煩雑になるというデメリットもあるが、引き継ぎが不十分であったことにより、このような事態となったのは事実であるため、引き継ぎのあり方について今後検討したい、との答弁がありました。

別の委員から、行政の事務において、引き継ぎが十分でなかったことが原因で起こる瑕疵をよく耳にする。今回の件については、年度をまたいで請求ができるとのことであるが、引き継ぎが完全ではない、ということを前提とすれば、行政の基本姿勢として当該年度にすべて終わらせておくべきである、との意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「平成 28 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」、執行部から、本県の公立学校において、暴力行為は平成 27 年度より減少した。

また、いじめの認知件数は平成 27 年度とほぼ同数であり、特に高等学校における認知件数が増加している、との説明がありました。

委員から、いじめの発見のきっかけとして、小学校・中学校では「本人からの訴え」が 3 割強であるのに対し、高等学校では 8 % を切っているが、どのように捉えているか、との質問がありました。

執行部からは、高等学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」の割合が高まっており、高等学校における、積極的にいじめを認知して、対応していこうという取り組みが進んだ結果だと捉えている、との答弁がありました。

別の委員から、県と市町村が一緒になって、子供たちのことを第一に考えて取り組みをしていかなければならないが、特に生徒の集中する高知市とは、どのように連携しようとしているのか、との質問がありました。

執行部からは、学力問題だけでなく、厳しい環境に置かれている子供たちへの支援も、高知市と協力して取り組もうとしている。課題解決に向けて意見交換も進めており、来年度の取り組みに生かしていきたい、との答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎坂本（孝）委員長 御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことといたします。なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査にあたり本委員会において、民間施設等を含めた、予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定についてご説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしておりますA3の資料、「総務委員会出先調査実績」のとおりでございます。

この資料の上段には、平成25年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方（案）について記載しております。

なお、30年度の欄には、調査実施対象の考え方（案）に沿って30年度に出先機関等調査を行う場合の調査先を、仮で記載しています。

また、29年度の出先機関等調査では、昨年度の委員会からの申し送りにより、調査活動の充実を図るため、学校の調査時間を60分から90分へ、教育事務所・教育センターの調査時間を40分から90分へ、それぞれ充実させております。30年度の調査を同様の考え方で行う場合、今年度と比較して6機関ふえる予定ですので、調査日数を2日程度ふやす必要があると思われまます。

資料の2枚目に参考として、昨年度と今年度の、出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月19日までに先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受け入れが可能か確認後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。2月定例会でご協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、4月の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎坂本（孝）委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

（ 小 休 ）

－ 出先機関等調査の調査先について協議 －

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

ただいま、委員の皆様方からいただきました御意見とあわせて、1月19日までにいただきました御意見につきましては、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議をいただくことといたします。

以上をもって、日程はすべて終了いたしました。これで委員会を閉会いたします。

(13時12分閉会)